

平成26年度 第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第35号

平成26年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年6月10日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成26年6月20日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成26年第2回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

平成26年6月20日（金曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 竹林 昌 秀	2番 川 西 米希子
3番 田 岡 秀 俊	4番 合 田 正 夫
5番 三 好 郁 雄	6番 白 川 正 樹
7番 本屋敷 崇	8番 白 川 年 男
9番 白 川 皆 男	10番 大 西 樹
11番 藤 田 昌 大	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 関 洋 三

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

3番 田 岡 秀 俊	4番 合 田 正 夫
------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高嶋 一博	税務課長	田岡 一道
住民生活課長	森末史博	福祉保険課長	川田正広
会計管理者	仁木正樹	健康増進課長	奈良泰子
建設土地改良課長	池田勝正	産業経済課長	久留嶋一之
琴南支所長	雨霧 弘	仲南支所長	和泉博美
学校教育課長	尾崎裕昭	社会教育課長	脇 隆博
水道課長	天米賢吾	地籍調査課課長補佐	岸本広宣

○関洋三議長 おはようございます。

執行部、地籍調査課長、高橋守君欠席のため、課長補佐、岸本広宣君が出席しておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回まんのう町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

本日は、平成26年第2回まんのう町議会定例会招集いたしましたところ、公私ともに御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

さて、去る5月27日に香川県知事より、満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業で整備されました建物の安全性の確認について、建築基準法上の構造関係規定に適合しているとの報告を受けて、私といたしましては現地の下見調査等々準備を進めておりましたが、昨日、国土交通省住宅局建築指導課より御紹介いただきました大阪府吹田市にあります一般財団法人日本建築総合試験所と契約の運びとなりました。9月中ごろには町民の皆様へ調査結果を報告できるように、今後、早急に調査を進めてまいりたいと考えております。

また、昨日、まんのう町より行政措置を受けたことにより、大成建設株式会社代表取締役社長、山内隆司氏よりおわび、調査への全面協力と費用の全額負担する旨の書面が提出されましたので、御配付させていただきました。

本日、上程しておりますのは、議案8件、諮問1件でございます。慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは御報告申し上げます。

初めに、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案5件、会議規則第14条第3項の規定に基づく委員会提出議案1件、地方自治法第162条の規定に基づく議案1件、地方自治法第196条の第1項の規定に基づく議案2件、人権擁護委員法第6条の第3項の規定に基づく諮問案件1件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、平成26年2月21日、平成26年第1回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、議案第1号 平成26年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算ほか5件の審議がされております。

平成26年2月21日、平成26年中讃広域行政事務組合議会2月定例会が開催され、議案第1号 平成25年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）ほか11件が審議されております。

平成26年3月22日、香川県中部広域競艇事業組合議会3月定例会が開催され、議案第1号 平成25年度香川県中部広域競艇事業組合一般会計補正予算（第2号）についてほか1件が審議されております。

平成26年3月24日、平成26年第1回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、議案第1号 平成25年度仲多度南部消防組合一般会計補正予算（第2号）ほか4件が審議されております。

平成26年5月23日、香川県中部広域競艇事業組合議会5月臨時会が開催され、議案第1号 香川県中部広域競艇事業組合長の選任についてほか1件が審議されております。

平成26年5月26日、平成26年中讃広域行政事務組合議会5月定例会が開催され、議案第1号 監査委員議会選出選任の同意についてほか2件が審議されております。

次に、監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成26年1月分から26年4月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の出納検査の報告が参っております。

次に、町長より、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第1号として、平成25年度まんのう町繰越明許費繰越計算書の報告、また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第2号として、まんのう町土地開発公社の経営状況に関する書類、報告第3号として、一般財団法人ことなみ振興公社の経営状況に関する書類、報告第4号として、有限会社仲南振興公社の経営状況に関する書類の提出がありましたので、お手元に配付してある書類をもって報告にかえさせていただきます。以上で、議会報告を終わります。

○関洋三議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○関洋三議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長　おはようございます。

それでは議会運営委員会の6月定例会運営に関する報告を申し上げます。

5月20日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、議会基本条例第17条により、議会運営委員会の委員6名が出席いたしまして、議会基本条例と議会運営に関することについて協議いたしました。

6月16日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもと、議会運営委員会の委員6名が出席いたしまして、6月定例会の運営について慎重に審議いたしました。

6月20日、午前9時より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員6名が出席いたしまして、6月定例会の運営について慎重に審議いたしました。

選挙第1号、まんのう町選挙管理委員及び同補充委員の選挙については、選挙管理委員会事務局の不手際により、議員各位には各地区の選出予定者の調整に支障が出ることになり、日程調整を行いました。

また、まんのう町議会会議規則の一部改正については、委員会として上程いたします。それではお手元に配付されております議事日程第1号について御説明を申し上げます。

日程第1　議会運営委員会報告　　　　　　　　　議会運営委員長

日程第2　会議録署名議員の指名

日程第3　会期の決定　　　　本日より7月4日の15日間といたします。

日程第4　町政報告

日程第5　所管事務調査の委員長報告　　　　　教育民生常任委員長

日程第6　所管事務調査の委員長報告　　　　　建設経済常任委員長

日程第7　所管事務調査の委員長報告　　　　　総務常任委員長

日程第8　PFI事件対策特別委員会の委員長報告　　　PFI事件対策特別委員長

日程第9　発委第1号　まんのう町議会会議規則の一部改正について　即決でお願いいたします。

日程第10　議案第1号　まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例　総務常任委員会に付託

日程第11　議案第2号　まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例　総務常任委員会に付託

日程第12　議案第3号　まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例　総務常任委員会に付託

日程第13　議案第4号　まんのう町税条例の一部改正について　総務常任委員会に付託

日程第14　議案第5号　平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号　予算決算特別委員会に付託

日程第15 議案第6号 副町長選任の同意について 即決をお願いします。

日程第16 議案第7号 監査委員（識見を有する委員）選任の同意について 即決でお願いいたします。

日程第17 議案第8号 監査委員（議会選出監査委員）選任の同意について 即決をお願いします。

日程第18 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 即決をお願いします。

一般質問は、6月23日、24日の2日間、本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

7番、本屋敷議員。

○本屋敷崇議員 委員長のほうに1点だけ質問させていただきますけれども、初議会ですが、この初議会に至るまでに議会のほうで全員協議会等で申し合わせ等もつくってきたと思うんです。近々の全員協議会でも申し合わせ事項を確認したと思うんですが、その中に、人事案件においては、議会の会議規則上、本会議において質疑、討論は省かれると。そのことから事前に人事案件については十分な説明をいただくというようなことになってはおるんですけれども、今回の人事案件の中においても、説明のないものがたくさんあるんです。先ほど、選挙管理委員の話もありましたけれども、説明がない人事案件を上程されるということなんですけれども、そのあたりの取り扱いは議運のほうでどうなっているのか。私たち、説明を受けていないんですけれども、どうしたらよろしいでしょうか。

○関洋三議長 6番、白川君。

○白川正樹議会運営委員長 人事案件のことなんですけれども、この間の分は選挙管理委員会の事務局の不手際ということでございました。

○関洋三議長 7番、本屋敷君。

○本屋敷崇議員 質問は、選挙管理委員の話はわかっております。選挙管理委員の話は委員長の報告からもありましたから、今回、不手際があったということで上程されていないということなんですけれども、それ以外の人事案件についても、説明を受けてないものが何点かあるんですよね。その取り扱い、申し合わせ事項というのは議員の中の申し合わせですから、当然守るべき事項であろうと思うんですけれども、それを省かれて、何もなしのままに本会議でやるというのか、どうなのか。できれば私たちとしては、事前の説明等々、これに至った経緯など、そういったものはいただきたいと思うんですけれども、そういった時間はとっていただけないものなのかということをお聞きしておるわけです。

○関洋三議長 6番、白川君。

○白川正樹議会運営委員長 本屋敷君のその意見がありまして、先ほども申し上げたとおり、5月20日の全員協議会で審議いたしました。

〔「してないけん、言いよん。」と呼ぶ者あり〕

〔「議案で出てきたきん、言いよん。」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議会運営委員長 議案で、どの議案ですか。ちょっと待ってください。

〔「議長、暫時休憩して全協開いたらどうでしょうか。」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 休憩という……。

はい、藤田君。

○藤田昌大議員 議運の委員長に質問いたします。議会運営というので、3回、議会運営委員会を開催したという報告がありまして、あった中で、今、本屋敷議員が言った人事案件については、事前の説明をしたほうがいいんでないかということで、従来の申し合わせ事項がありました。そういう経過を踏まえて当然やっているものと思いますし、この議事日程が決まった中では、議事日程が決まる前に、従来であれば、総務課長が提案したときに、こういった日程でいきたいんですけどといったときに、全員協議会を開催して、どうですかと、それぞれの意見を聞きながらやってきたんです。それを一切今回ないんで、それはそれであなたと議長の判断でやったんでかまんのですが、今後、そういうやり方をやるんやったらやるんで結構ですから、その辺も含めて、本屋敷議員の質問に対して答えてください。

もう一つ、それとこの傍聴者に対する議案の配布なんですけれども、この議案を傍聴者に配布したんでは、傍聴者の方が何を言いよるんか一つもわからんということで、私はいつも総務課長にお願いしながら、例えば副町長の選任の同意についてという議案の場合は、副町長の任期が来ましたと。そういった部分で今度の議案に出とるんですと。そういったことを書いておけば、一般の人でも傍聴者もすぐわかるんです。私たちにくれた部分やったら、私たちはこういった資料をもらってますから、全部わかるんですよ。一般の傍聴者に議会を公開するんであれば、例えば議案第1号についてどうのこうのいうて、議案第1号いうて何やというのがあるんです。今回の場合については、例えば税条例の改正についていうたら、税条例の改正、どういう税条例が出てきて、条文段階で改正がありましたと。その中で国の部分ができたから、こういうのもできましたよと。その分の審議ですということをしたら、一般傍聴者はわかるんです。この一般傍聴者について、日程第13、議案第4号、税条例の改正について何やというんでは、一般傍聴者も非常に困ると思うんで、せっかく議会を活性化して中身をしようとしている方に、やはり親切にするのは私たち議会の役目ではないかということで提案してきたんですけど、その辺の部分について、含めてちょっと答弁願います。

○関洋三議長 議長のほうから発言させていただきますけども、何かと配慮に欠けているという点がありますので、先ほど、副議長のほうから休憩という提案が出ておりますので、ただいまから休憩を持ちまして、全員協議会を行いまして、十分話し合ってみるということで、そういうことで、ただいまから休憩を宣告いたします。

○川原茂行議員 休憩の話が出たから、そこで議長が休憩というから、今、質問が出

んかったんや。議長が言うてないけん質問したんやから、答えてから休憩に入ってください。当然でしょうが。

○関洋三議長　そしたら、6番。

○白川正樹議会運営委員長　それでは本屋敷さんの質問ですね。

〔「いや、僕でないです。そっちです。」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議会運営委員長　これから、そういうことのないようにいたしたいと思います。

○関洋三議長　それでは暫時休憩いたします。

10時5分から全員協議会を開催させていただきます。

休憩　午前　9時51分

再開　午後　2時00分

○関洋三議長　休憩を戻して、会議を再開します。

議会委員会委員長報告をお願いします。

○白川正樹議会運営委員長　先ほどの質問を受けて、議会運営委員会を開催いたしました。結果を報告いたします。

日程第15、議案第6号　副町長選任の同意について、日程第16、議案第7号　監査委員（識見を有する委員）選任の同意について、日程第17、議案第8号　監査委員（議会選出監査委員）選任の同意について、日程第18、諮問第1号　人権擁護委員候補者の推薦については、初日の上程から取り下げることになりました。

それと議案の簡単な説明資料を議会傍聴者に渡してはどうかということに関しては、次回の本議会より簡単な資料を添付いたします。以上です。

○関洋三議長　これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長　質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第2　会議録署名議員の指名

○関洋三議長　日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番、田岡秀俊君、4番、合田正夫君を指名いたします。

日程第3　会期の決定

○関洋三議長　日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から7月4日までの15日間といたしたいと思っております。これに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決しました。

日程第4 町政報告

○**関洋三議長** 日程第4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** それではただいまより、町政報告を行います。

町政報告の前に、4月13日に執行されました町長・町議選挙において、議員各位におかれましては、町民からめでたく新たなる信任を得られましたこと、まことにおめでとうございます。

私も3期目となるまんのう町政のかじ取りを、町民各位の御支援と御理解により改めて担わせていただく栄に預かりましたことはまことにありがたく、身の引き締まる思いでございます。

日ごろより申し上げております住民協働のまちづくりを今後も最優先課題として、勇気と情熱を持って取り組み、住民の負託に応えるべく誠心誠意努力をいたす所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、3月議会以降の町政報告をさせていただきます。

3月末現在の本町の住民基本台帳人口は、去年同期と比べまして118名減の1万9,767名となっております。そのうちの65歳以上の高齢者が194名増となったことで、高齢化率は32.7%と着実に増加傾向となっており、団塊の世代が65歳以上となる平成27年度以降も、人口が減少する中で、高齢化率は加速的に増加するものと推測されます。

ただし、世帯数では昨年3月末同期と比べて44世帯の増となっており、核家族化が進行しているのが見てとれるところでございます。

また、町内の外国人人口は161名で世帯数では121世帯と、昨年3月末同期より微増となっております。

続いて、四国地方の梅雨入り情報は、高松地方気象台より、本年は平年並みの6月3日ごろと発表されており、曇り空が多くなりましたが、期待している雨のほうは太平洋側から関東方面にかけて記録的な豪雨となっているのと裏腹に、本町を含めた瀬戸内ではわか雨程度という少雨傾向であり、今のところまとまった雨量が期待できないため、今後の空模様が気になるところでございます。

次に、満濃池以外の町内のため池貯水状況でございますが、田植えがまだの池につきましては、ほぼ100%の水量を確保しているところであります。

満濃池においては、例年どおり6月15日に無事ゆる抜き神事が挙行され、中讃地域で

は初夏の風物詩であります田植えが本格的に始まったところでもあります。

貯水量は平年より多目の93%とのことから、ことしの満濃池がかりの稲作は問題ないと思われませんが、その他のため池は天候次第で貯水状況を十分に把握しておく必要があると考えます。

住民の皆様には、水を多く使用する夏場を迎え、農業用水だけでなく、飲料水である上水道も含めた節水に心がけていただきますようお願いを申し上げるところでございます。

次に、御心配をかけておりますPFI事業における満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業で整備した施設の安全性については、3月14日に調査実施機関より構造に関する調査結果の報告があり、この調査で安全性の確認を要する不整合として指摘された項目について、町民の方々が一日も早く安心して施設を利用していただけることが可能となるよう、特定行政庁である香川県に改めて本施設の安全性及び建築基準法上の違反行為の有無について確認をお願いしたところ、5月27日付で確認対象建築物は法の構造関係規定に適合しており安全である。また、工事中に構造計画を一部変更した件について、本来は法第6条第1項の規定により事前に確認済書の交付を受ける必要がありましたが、その手続を怠っていたため、法第12条第5項の規定により、香川県は株式会社まんてんパートナーズに報告を求め、同年3月28日に提出があったことから、法の適合性について検証した結果、適合していることを確認したとのことでした。

今後はこの成果をもって、書類と実際の現地建築物との整合性が保たれているのか最終調査を、生徒への影響が極力少ない夏季休暇中に実施していく計画でございます。

それでは改めて、昨年5月に開館して1年が経過した町立図書館及びスポーツセンターまんのうの利用状況をお知らせいたします。

図書館利用登録者数は4,678人で、利用者数は約7万3,000人に御利用いただいております。貸出冊数においても13万910冊で、毎月1万冊を超えての貸し出しとなっております。

また、スポーツセンターまんのうの利用状況でも確実に利用者がふえており、予約がとりにくくなっていることなどから、本当に多くの方に愛され、御利用いただいておりますことを大変うれしく思っております。

については、いましばらくお時間をいただき、住民の皆さんに喜んでいただける文化・教育の拠点づくりとしての施設管理に全力を傾注してまいりますので、議員各位におかれましても、さらなる御提言とお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

次に、学校教育関係では、本年度の町内小中学校の新入学生は、小学生156名で昨年に比べて11名の減、中学生123名で昨年より28名の減とそれぞれ減っていますが、小学校では来年度から再び増加の傾向となり、保育所・幼稚園の入所入園状況でも多少の増減はありますが、当分の間は160名前後の安定した人数で推移するものと思われま。

町の活性化のためには人口減少をいかに歯どめがかけられるかが非常に重要となってきましたので、定住促進としてさまざまな施策に取り組み、鋭意推進していかねば

ならないと強く思っておるところでございます。

次に、本年も5月18日の神野地区を皮切りに、6月15日の長炭地区までの7カ所で、各地区自治会長様を初め役員の方々と町政懇談会を開催いたしました。事前に御質問をいただいていたことから、懇談会は円滑に運営することができ、合併9年目という安定期を迎え、住民との距離が一層近くなった感を強く感じたところでございます。

続きまして、地域公共交通機関であるデマンドタクシーのあいあいタクシーにおける25年度実績は1万981名で、昨年度より884名の増加となっており、1日当たりでは昨年の41名程度が45名ほどの増加となっております。今後も、交通弱者の足として利用しやすく喜んでいただける身近な公共交通システムを目指してまいり所存でございます。

次に、健康増進関係では、かりん健康センターでの検診業務が充実してきたことから、町民の御利用度合いが日増しに高くなってまいりましたので、本年度中に複数の巡回検診車両の待機場所を確保して、精度の高い検診業務に努めてまいります。

また、本年度から新規事業としての子育て支援を求めている方に対して、子育て経験のベテランで援助が可能な方との関係を取り持つ子育てボランティア事業を4月からスタートいたしましたところ、1カ月でつどいの広場事業では354名もの参加をいただいております。これらがうまく機能することで子育てがしやすくなり、女性に優しく住みやすい町になるものと期待をいたしておるところであります。

次に、福祉保険関係では、障害者自立支援給付をめぐる裁判の第8回口頭弁論が4月14日に開催され、裁判長より、原告から準備書面と意見陳述の申請が提出されている旨の報告があり、双方の弁護士による代理人による意見陳述に始まり、被告である町側の提出した証拠書類の確認と支給決定時間の積算根拠を求められているところでもあります。町といたしましてはできる限りの説明資料を作成し、7月1日の公判に万全の体制で臨むところでございます。

敬老会につきましては、一昨年から地域ごとの分散開催となり、3年目のことしは、過去の検証と今後の課題を分析しながら、改めて敬老会検討委員会を設置する中で、定着と継続に向けた検討を行っていきたいと考えております。つまり各地区が主体となり創意工夫を行いながら、それぞれの地域の特色を生かしながら、身の丈に合った敬老会が開催されることとなれば、地域の連帯意識の醸成にも寄与するものと思っております。

次に、防災についてでございます。3月末に香川県より各市町ごとの南海トラフ巨大地震による被害想定第4次公表が公表され、5月2日には香川県地震・津波被害想定調査委員会から、今後の地震・津波対策の方向性についての提言が香川県知事に提出されました。今後はこの提言書に基づき、香川県と各市町との連携対応が進んでいくものと考えています。

本町においても、昨年に引き続いての自治会組織に特化した自主防災組織の設立推進と地域の防災力向上を図るために、防災士育成の資格取得支援を継続いたしております。

なお、今年の町政懇談会において、各自治会に対して防災意識調査と出前講座依頼を実

施させていただきましたので、次回の定例議会で住民の防災意識状況を御報告できるものと考えております。

また、現在、まんのう町地域防災計画書の修正版を高松气象台、香川県において照合中でありますので、確認後、防災会議を設立し、御審議いただくこととなります。

続きまして、交通安全施策関係でございます。

昨年は10月、11月に交通死亡事故が連続して発生し、3名のとうとい命が犠牲となったところがございますが、その後、各交通安全推進団体によるさまざまな交通安全施策に御尽力をいただいたことが功を奏し、交通死亡事故は昨年11月17日以降ゼロ人と喜ばしい状況で推移していましたが、さきの6月1日に中讃南部大規模農道において、県外ナンバーのオートバイが自損事故を起こし、残念なことにライダーが死亡されたところがあります。

このことから、早急に事故現場に安全運転啓発看板の設置を行うなど、今後も気を緩めず各種団体、警察と連携を密にしながら、悲惨な死亡事故撲滅運動を継続して強く推進していきたいと思っております。

次に建設土地改良関係では、昨年までの農地・水保全管理支払制度から新たな日本型直接支払制度の枠組みとなり、その中で多面的機能支払いが創設されることになりました。新しい制度のため、国からの情報がおくれぎみであったため、住民の皆様には説明が遅くなった感は否めませんが、今後は速やかに情報提供をさせていただくことで、農地保全管理に活用いただければと考えています。

次に、町内の10万トン以上のため池については、昨年度まででハザードマップ作成を実施し、関係自治会等への周知を行ってきたところであります。ことしからは国の農村地域防災減災事業として、5,000トン以上10万トン未満のため池ハザードマップを2年間をもって全て実施する計画であります。

ことしは38カ所の調査を実施し、解析でき次第に該当する被害想定区域住民に対して公表を行うことで、住民の不安を少しでも緩和し、緊急時の避難経路確保に役立てていただければと考えております。

次に、産業経済課関係では、4月27日に国営讃岐まんのう公園において、春らんまんフェスタ・まんのうの日を開催いたしました。当日は快晴で1万1,638人と多くの来場者を迎え、まんのう町のよさをしっかりと訴えることができたと思っております。

5月18日には、毎年春の商工振興の一環として好評中のプレミアム商品券を2,000万円分発行いたしました。小額セットでありましたが、好評の中、午前中の早い段階で売り切れたところがございます。秋にも再度増額の上、町内商工業の活性化と地域振興の観点から、住民に喜んでいただけるプレミアム商品券発行を実施する予定でございます。

次に、まんのう町特産品開発支援といたしまして、まんのうひまわり牛の発表会を、4月28日に県畜産課など関係者50名とマスコミ報道12社にお越しいたごき、役場本庁で開催いたしました。

これは、まんのう町帆山地区のひまわり祭りは観光資源としては県内におさまらず大変有名になっておりますが、農家にとってはいま一つ収入に結びつく加工品開発が進んでおらず、次の一手となる新たな開発が喫緊の課題となっていました。

このような中、ひまわり油だけでは消費者に与えるインパクトが弱いため、新たな取り組みとして副産物の搾りかすを牛に与えることで、生活習慣病の予防効果があると言われるオレイン酸を多く含みながら肉質も向上するとの分析結果を日本食品分析センターより得たことから、まんのう町挙げて地域ブランド商品となるよう、成長戦略をもって強力に推進支援していく所存でございます。

また、町内のスーパーマーケットでも販売していただいております、大変関心が高く、予想以上の好評を得ているとのことでもあります。どうぞ議員各位におかれましても、お買い求めの上、御賞味いただければ幸せだと思っております。

以上、簡単ではございますが、3月定例議会以降の町政の一端を御報告いたしました。

新年度が始まり厳しい財政状況ではございますが、住民本位の政策を真摯に実行してまいりますので、今後とも議員各位におかれましては御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各課の町政報告につきましては、お手元に御配付させていただいておりますので、お目通しを願いたいと思います。

○関洋三議長 町政報告を終わります。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○関洋三議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、田岡秀俊君。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る6月4日、午前9時30分より、第一委員会室におきまして、委員5人全員、執行部より、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

副町長挨拶の後、幼児教育施設新設予定地、高篠小学校増設予定地の現地視察を行った後、第1委員会室に戻り各課より報告を受けました。

まず、琴南支所長より、内科と歯科診療所の診療状況の報告があり、内科では受診件数、診療報酬ともに減少している（対前年度比それぞれ94.4%、92.9%）、歯科は受診件数、診療報酬ともに増加している（対前年度比それぞれ108.1%、115.0%）との報告を受けました。

委員より、一般会計からの繰出し額についての質疑があり、内科にはなし、歯科には約

1, 200万円余りであるとの説明がありました。

また、委員より、歯科は対前年度比100%を超えている要因について質疑があり、定期健診に今まで以上力を入れた結果であるとの説明がありました。

また、委員より、今後の歯科診療所のあり方について質疑があり、検討委員会の答申が近々出る予定なので、それを参考に判断していくとの答弁がありました。

また、委員より、診療所を温泉に併設して相乗効果を図るべきではとの意見があり、今後、経営面、利便性等を考慮し、地域住民との協議が必要であるとの答弁がありました。

次に、住民生活課長より、行事・事業等の事務報告、ごみの収集について自治会長にアンケートをとった結果報告がありました。

委員より、地域により一律にすべきサービスと分けてすべきサービスがあるのではないかとの意見があり、他自治体の状況を参考に今後検討したいとの答弁がありました。

また、委員より、特に子育て世帯を中心に週2回収集の要望があるのではないかとの意見があり、週2回収集の必要性は認識しているとの答弁がありました。

また、委員より、週2回収集について近隣市町の状況、実施する場合のコスト増について質疑があり、近隣ではほとんど週2回収集（善通寺市は夏季のみ）行っている。コストは機材・人件費で1,000万円程度ふえるとの説明がありました。

ほかにもごみの収集箱について、エコランドについて、三豊市のごみ処理場について等の質疑があり、それぞれ説明、答弁がありました。

次に、福祉保険課長より、各種事業報告、障害者自立支援給付に関する裁判の経過報告、国保・後期高齢・介護などの医療費の状況、臨時福祉給付金の説明、麻田病院の不正受給問題に対する対応、敬老会については今年度も地域で行うが、見守り事業の一人当たり800円は廃止する。来年度以降は検討会議を設置し協議するなどの報告がありました。

委員より、介護保険の見直し、ニーズ調査について質疑があり、先進事例も参考に、今のサービスより下げることのないよう考えていくとの答弁がありました。

委員より、認知症高齢者の予防対策について質疑があり、うきうき体操、オレンジリング活動の推進など認知症対策を図っていくとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、各種行事・事業報告、かりん健康センター外構整備事業について、現在のテニスコートなどを駐車場に整備し、53台増の計107台の駐車が可能となる事業計画の説明、子育て支援事業としてつどいのひろばを4月より開始したこと、一時預かりを時間当たり700円の負担で6月より開始、出産前後4カ月程度子育てホームヘルパー派遣を行う事業を秋ごろ開始予定であること、特定健診受診状況についての報告、災害時の医療救護活動に関する協定の締結について、新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について、中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉バス利用実績、健康増進課主催の講演会の予定、乳がん・子宮頸がんクーポン券事業の変更についての報告、説明がありました。

委員より、乳がん・子宮頸がん検診のコール・リコールの実施状況について質疑があり、

現在、人数は把握していないが、5年間受けていない方にクーポン券が届く。クーポン券を利用していない方に有効期間内に1回電話による勧奨を行っているとの説明がありました。

また、委員より、一時預かり、子育てホームヘルパー派遣事業は、補助事業か町単独事業かの質疑があり、現在は町単独の事業であるとの答弁がありました。

また、委員より、一時預かり、子育てホームヘルパー派遣事業は、保険はかけているのかとの質疑があり、社協のほうでボランティア保険に入っており、職員で高齢者のヘルパーに行っている方で子育ての資格も持っている方もいるので、保険については問題ないとの説明がありました。

また、委員より、温泉バスについて、お年寄りが多いためステップの2段目が何とかならないか、前から乗車させたほうが目が届きいいのではないか等の意見がありました。

次に、学校教育課より、行事報告、平成26年度の町内児童・生徒・園児・入所児数について、子ども・子育て会議について、小学1年生からの英語教育、教師塾、算数・数学オリンピック、教育力調査、土曜塾、早期支援教育について、まんのう町立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、それぞれ説明、報告がありました。

委員より、学校教育はヒアリング・しゃべるのが基本である。幼稚園・小学校の生活の中に英会話を取り入れられないかとの意見があり、英語をしゃべり、なれ親しむことが大事である。そういう雰囲気づくり、方向性でいきたいとの答弁がありました。

また、委員より、高篠校区エリアを四条校区に合意のもと編入はできないのかとの意見があり、現実問題として慎重に検討しなければならない。かなり難しいことであるとの答弁がありました。

また、委員より、子ども子育て支援事業の中で病児・病後児保育の要望について質疑があり、看護師さんや病院的な体制づくりの検討も要る。現在は普通寺に専門にしているところがあり、そこでお願いできないかという話をしている。費用がかかることなので、今後、十分検討していくとの答弁がありました。

また、委員より、早期支援教育コーディネーターについて質疑があり、コーディネーターは常勤ではなく週3日程度の勤務で、直接子供を指導するのではなく、支援員、保育士に対し指導する役目であり、子供たちの検査・観察などの報告をもとに、その子に対しての指導方法をアドバイスしているとの答弁がありました。また、対象者の数については全国で6.5%、まんのう町ではそれを少し超えるくらいの子供がいるとの報告でありました。

また、委員より、教師塾について県からの指導の有無、他市町の取り組み等について質疑があり、県からの指導はない。町独自で行っている。県内では高松市も行っている。先生方のスキルアップを図るため取り組んで3年目であり、進化していると思うとの答弁がありました。

また、委員より、算数・数学オリンピックについて質疑があり、坂出市が行っており、

まんのう町は2年目の昨年より参加している。県レベルで行ったほうが良いと思うので、広がっていくことが望ましいとの答弁がありました。

また、委員より、土曜塾の成果について質疑があり、スポーツ少年団などの活動ができにくい琴南地区で、土曜日の活用を図る上で、学校が中心となり地域の協力を得て始めた。地域と学校の連携ができ、いい結果が出ている。他の地域でも行うことを検討している。また、ことしから学校5日制の枠が外れて、土曜日に正規の授業も行えるようになったが、まんのう町では今後どうするのかとの質疑があり、正規の授業は今考えていない。先生には今までどおり5日間の中で集中して勤務してもらい、土曜日は外部から講師を招くなどして有効活用を考えているとの答弁がありました。

次に、社会教育課より、主要な行事報告、図書館、スポーツセンターまんのう、まんのう天文台のそれぞれ利用人数の報告、中寺廃寺発掘調査室が文化財室になることによるまんのう町教育委員会事務局組織規則の一部改正についての説明、ようこそ先輩では希少糖の近藤浩二さんを迎え、中学生に話をさせていただく予定との報告がありました。

委員より、森のコンサートについて質疑があり、今年度は瀬戸フィルにお願いする予定であること、昨年度はPFIの提案事業で行ったが、今年度は町のほうで直接行う予定であるとの説明がありました。

また、委員より、天文台の予約状況について質疑があり、現在、学校関係の予約は琴南小学校が6月6日、長炭小学校35名6月19日、町子連のキャンプが五、六十名7月19日、大阪のボーイスカウトが20名8月15日との報告がありました。

委員より、初年度は町内の子ども会活動を最優先で利用させてほしいとの意見がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後5時25分に委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番、本屋敷君。

○本屋敷崇議員 何点かお願いします。

委員長報告の中に幼児教育施設新設予定地と高篠小学校増設予定地の現地視察を行ったとありますが、その後、全協のほうで増額分等々の話は受けておるんですけども、教育民生のほうではそういう話を受けてないのかなという感じの報告なんですけど、そこを受けたか受けてないかだけで結構ですので、いただきたいのが1点。

次に、健康増進課の一時預かり、とても前進的な取り組みでよろしいかとは思いますが、1時間当たり700円の負担でとありますけれども、どのような体制で、収支の予定がどのようになっておるのかというのが示されているのかというのが2点目。

3点目が教育委員会のほうの英語教育、ヒアリング、しゃべるのが基本であるという

ころから、そういう雰囲気づくり、方向性でいきたいというようなことが示されていますので、具体的な内容等が出てきているのかが3点目です。

それと4点目のほうが、社会教育課の森のコンサートが昨年度はPFIの提案事業で行いましたが、今年度は町のほうで直接行う予定であるというふうになっておりますけれども、毎年毎年、変わっていくのかどうか、今回、そのようになった過程が示されているのかの4点をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○関洋三議長 答弁、3番、田岡君。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 本屋敷議員さんの質問に対してお答えいたします。

最初に、仲南の幼児教育施設の予定地と、高篠小学校増設予定地の現地視察を行ったというところですが、これはこの後、議案のほうで上がってくるとは思いますが、はっきり申しまして、これ、事前審査に当たるという可能性もありますので、そういう報告だけを受けて、実質的な審査は行っておりません。

それから次に、一時預かりの件ですが、これは子育て支援サービスの中で、つどいの広場というのを4月から開始した、その中で、一時預かりというのを6月からやっていくという報告がありましたけれども、その詳しい状況というのは、先日のこういう町の広報とか、そういうのと一緒に全戸にお配りいたしております子育て支援サービスという中にも概要は入っておりますけれども、先ほどの委員長報告のとおりで、それ以上はありません。

それから英語教育につきましては、最近、町にも教育委員会のほうに外国の方、名前はちょっと忘れましたが、そういう方に協力をいただいて、新聞紙上でもありますが、とにかく低学年より英語になれ親しむ環境づくり、我々のような年になったら英語はもうしゃべれない、幼稚園、小学校の時期だったら、そういうのに自然に入っていくという形、教育長のほうからそういうふうな自然に溶け込めるといふ形、そういう形をつくっていききたいという答弁があったと思います。

それから森のコンサートにつきましては、先ほども説明しましたように、昨年度はPFIの提案事業というところから出てきておりました。そちらの提案がよかったということで、昨年はそちらのほうで行った。ことしは町のほうで考えている、これ、予算的にもどうかというふうな意見も中にはあったんですけど、どちらにいたしましても、町のほうが持つ形になるという説明だったと思います。それで今年度は町のほうから提案していくという形の説明がありました。以上です。

○関洋三議長 7番、本屋敷君。

○本屋敷崇議員 済みません。僕が聞くときにもう少し詳しく聞けばよかったのかなと思うんですが、健康増進課の一時預かりについては、委員長報告の中にもあったように、病児保育の金額等々のこともあって、今現在の一時預かり保育1時間700円というのがどうなのかという部分からちょっと質問させていただいたんですけど、またそこは後で聞かせていただきますし、今後、多分委員会の中で話していただけるものと思っております。

ます。

また、英語教育のほうは、我が町の教育委員会が頑張っ、県内に先駆けて低学年からの英語教育もされとるのはわかっておるんですけども、委員長報告の中でこういう言葉が出てきたので、新たにそれに加えて先進的な何かを提案として持ってますよということなのかを聞いたかっただけで、それは私の聞き方が悪かったんで申しわけない話ですが。

森のコンサートについては、多分、森のコンサートの実行委員会がP F I 事業で行うのか、それとも地元を中心として行うのかを決めるという決定権をたしか持っておったと思うんですけども、それによって多分町内ですということになったんだらうと思うんですけども、それにP F I の相手の昨年のお願した部分で至らない部分があったのかとか、そういった部分が説明として来たのかどうかという部分を聞いたかっただけということなんです、それがなかったんだらうなと思いますので、そうしておきます。

しかしながら1点ちょっと気になる部分ですけども、幼児教育施設と高篠小学校の増築部分ですけども、これ、事前審査であろうと思うことから、委員会の中ではしていないというのはちょっと問題なんではないかなと。当然、全員協議会の中にもあったように、近々に入札をかけるというような話がある中で、教育民生常任委員会の中でそれを話してないという。視察に行ったけれども、増額部分について触れられてないと。議論がされていないと。そのまま入札に入っていくというのはおかしい部分ではないかと思うんです。たしか田岡さんのほうも前任期の終わりのときには総務委員会のほうで予算審議にもかかわっておりますけれども、私も一緒にしましたが、そのときには幼児施設については議会側に早期に報告し、納得がいただけるような形を執行部としてはとらせていただきますというような話を受けた上での予算認定だったわけですけども、それが事前審査に当たるのかどうかという部分ですよね、事前審査には多分当たらないでしょうし、これ、事前審査だからといって、教育民生常任委員会のほうで方向性も示さずに入札をかけるということは、議会としていかなものかと思うんですけども、そのあたりについて、事前審査と考えた部分を委員長として御報告いただければありがたいなと。もうその1点だけで結構ですので、よろしくお願します。

○関洋三議長 委員長。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 高篠小学校、仲南の幼保施設の件ですけど、実際、先日の報告いたしました所管事務調査の委員会の中でも話は出ましたけれど、3月当初予算においては、それを総務委員会のほうでやったと思います。実際、今回、増額補正のほうでされるという話がありました。しかしながら、それ、深く入るのはいかなものか、先ほど、事前審査と判断する、どこでという云々ありますけど、それについては全協なり補正の議案が上がってきてから、十分な審査を行っていただきたいというふうな結論でありました。

○関洋三議長 7番、本屋敷君。

○本屋敷崇議員 6月4日の時点でしたら、多分、私たちも全協受けた部分で言えば、

今回の補正額の話で言えば、当初の予定では7月の前半、議会が終わるか終わらないかぐらいのときに告示の予定やったと思うんです。その告示の仕方が現時点での予算で通るような告示で、1期工事、2期工事に分けて、1期目をしますというような部分ですから、全体像としては、増額の中で1期の建設部分、設備部分に分けて、1期目の告示は増額をしなくても耐え得るような形であるというような話であったと思うんです。しかしながら、それから考えれば、全体的なビジョンとしては増額の方向性であることは変わりがない。これを1期工事、2期工事に分けるので問題がないのかということ、基本的な事業の方向性から言えば増額であることは間違いのないわけですよ。そういった部分において、事前審査に当たるからというのはおかしいのではないかなと思うんです。方向性の部分で審査すべきではないかなと思うんです。それが所管の教育民生常任委員会の中で審査されずに全員協議会に上がってくるということのほうにむしろ問題なのではないかなと、私個人では考えるんですけども、今後、そのような場合において、教育民生常任委員会のほうとしての方向性はいかに考えているのかを最後にいたしまして、私の質問とさせていただきたいと思います。

○関洋三議長 委員長。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 当然、今回の2つの施設の増額については、教育民生常任委員会でも十分認識しております。方向性とかそういうふうなことも含めて、今後、この議会において増額補正が上がってくれば、そういうことも含めて教育民生常任委員会のほうでも十分な話を持っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○関洋三議長 ほかに。

11番、藤田君。

○藤田昌大議員 藤田ですが、3点ぐらいちょっとお聞きしたいと思います。

介護保険関係の部分で大きな制度改正があって、要支援の5、6に対するサービスが非常に悪くなっていると。非常に問題になっているんですよ、これ。これについて、何ら議論がされてないんですけれども、その辺の議論はどうなっているのかなというのと、子宮頸がんの健診の部分ですが、これも大きな問題が起きて、子宮頸がんを受けたらええ、受けたらいかんいう議論になっているでしょ、今、たしか新聞の中で。それを勧奨を行っているだけではちょっと、勧奨されたら困る部分がそれぞれに個人によってあるはずなんですよね。その辺の議論がちょっと、勧奨を行っている、それは個人のニーズによって変わってくると思うんです。子宮頸がんについてはいろいろ問題が起こっているということが、マスコミで報道されているでしょ。そのことがちょっと反映されてない。

もう1点は、学校教育の中の学校施設の問題ですけれども、耐震構造のことはもうほとんど済んでおると思うんですが、ただ体育館のつり天井の部分については、まだ残っているんじゃないかと僕は思っておるんですが、その部分について一切耐震関係が載ってないのは、ちょっと議論にならなんだのが不思議なぐらいなんです。今も東南海地震の部分でどんなになっとるいうんがむちゃくちゃ多いんで、耐震の中で体育館のつり天井の部分が1

00%できとるんやったら問題ないんですけど、僕は100%まだできてないような気がしますんで、ちょっと答弁をお願いします。

それともう一つは、社会教育関係の公共施設の中で、耐震基準に不適切な部分が大分あるんです。それに対する質疑があつて、どういう答弁が、質疑がなかったらなかったで結構ですけども、例えばここの施設はこんな状況でこうなるとか、多分議論は耐震の部分はしていると思うんですが、してないんやったらしてないで構いませんけれども、その3点について御答弁を願います。

○**関洋三議長** 4ついいんですか。

○**藤田昌大議員** 3点でいいよ。

○**関洋三議長** ちょっと要支援の数字、何と何と。

○**藤田昌大議員** 下がとるんや、サービスが。問題が、それ、なかったんか、町民から何ちゃないんかいう。

○**関洋三議長** 要支援5、6と。

○**藤田昌大議員** 5と6が一番がいに下がっりよるんじゃわ、今な。サービス低下、それが問題になつとる、社会的に。

○**関洋三議長** 1と2ですか。

○**田岡秀俊教育民生常任委員長** 支援は1と2しかない。

○**藤田昌大議員** 介護保険の問題や。

○**関洋三議長** 介護保険の要支援のことでよろしいですか。

○**藤田昌大議員** 要介護や。

○**関洋三議長** 要介護ですか。

○**藤田昌大議員** 支援は1しかないやん。

○**関洋三議長** 要介護のほう。

委員長。

○**田岡秀俊教育民生常任委員長** 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

介護保険は、今年度、保険料等の改定の年でありますけど、介護保険の5、6についてという御質問でしたけど、それについての質問、答弁ともに委員会の中ではありませんでした。

それから子宮頸がんにつきましては、私もこれ、全国的に副作用の問題とかそういうのが出ておるといのは認識しております。すみません、子宮頸がんのワクチンについてですね。先ほど、藤田議員さんのほうから質問がありました部分についても、これは質疑、答弁ともなかったように思います。

それから体育館の天井の撤去、これについてもいつ行うとかそういう話もありませんでした。

それから公共施設の耐震の問題、それについても質疑、答弁とも委員会の中ではございませんでした。以上です。

○藤田昌大議員 なかったらしようがないやない。

○関洋三議長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 これをもって、質疑を終了いたします。

それでは1時間ほどたちますので、議場の時計で3時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時10分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開します。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○関洋三議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る6月3日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席のもと、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、建設経済関係の所管事務調査、その他であります。

副町長挨拶の後、現地調査のため買田まんのう線の町道退避場、笛の木池堤体改修、帆山地区ひまわり作付地、道德寺橋大空線工事現場、塩入ダム候補地、もっこく池、五毛地区の桜の植林、ひまわり牛飼育状況、島ヶ峰そば栽培地、備中地池・亀越池、地籍調査予定地、佐岡地区圃場整備予定地など現地調査をいたしました。

その後、第1委員会室におきまして地籍調査課長より調査完了地区の処理状況報告、平成26年度地籍調査実施計画等について報告がありました。

委員より、仲南地区など地籍調査が終わっているところの積み残しはあるのかとの質疑があり、執行部より、琴南地区と仲南地区は終わっているが積み残しはないとの答弁でありました。

次に、産業経済課長より、農業委員会研修、定例会等の実施状況報告、農業経営者協議会総会等各種会合実施状況、農地中間管理機構が設置され、借り手の募集を行っていること、買い物支援事業報告、特産品開発で生まれたまんのうひまわり牛発表会を4月28日に開催し、5月1日より香川県内4カ所のピカソにて販売を開始、また、5月31日からマルナカまんのう店でも販売を開始したとの報告と説明がありました。

委員より、農業委員会の農用地利用集積諮問を農地中間管理機構が受け持つことになるのかとの質疑があり、執行部より、農地法による貸し借り、基盤強化法による貸し借り、

中間管理機構を通す貸し借りの3つがあり、中間管理機構を通した場合にメリットがあるとの答弁がありました。

また、委員より、ひまわり牛の計画について質疑があり、執行部より、ひまわり栽培の規模の拡大や機械化を視野に入れた生産体制や整備の充実を行い、ひまわり牛を契機としてひまわり油などの販売促進にも力を入れていきたいとの答弁でありました。

また、委員より、プレミアム商品券について、町内の商店に足を運んでもらい、商工業の底上げを行うためであるのだから、おつりを出すなど使い勝手のいいものにしてほしいとの質疑があり、執行部より、額面以上の買い物をした場合に商品券を利用することができる。町内の中小企業の活性化と町内の消費拡大を目的としていることを踏まえ、商工会と協議をしていきたいとの答弁でありました。

また、委員より、高齢者等買い物支援事業について、現在、仲南地区で行っているが、琴南地区においてもサービスエリアを拡大するなど、住民の要望に応えられないかとの質疑があり、執行部より、商工会としても状況を認識しており、方法の一つとして、ふれあいサロン等についても検討をしているとの答弁でありました。

次に、建設土地改良課長より、土地改良・公共土木等の事業の進捗状況、ため池の貯水状況、下水道・農業集落排水事業、多面的機能支払いの概要について、団体営事業で実施する10万トン未満5,000トン以上の貯水量のため池ハザードマップ作成について、中山間地域総合整備事業について、国営農業用水再編対策事業について、民間住宅耐震診断・耐震改修補助制度について、森林管理道琴南・財田線について、町道道德寺橋大空線について、それぞれ説明と報告がありました。

委員より、町道橋梁長寿命化の調査結果について、緊急を要する箇所があるのかとの質疑があり、執行部より、現在、かけかえ中の橋梁以外では直ちにかけかえを要する橋梁はないが、部分的な改修を含め修繕しなければならない橋梁は多数ある。計画的に修繕を行い、長寿命化を図ることが重要であるとの報告でありました。

委員より、全域の橋梁改修を行うとなれば多額の費用を要することから、全体計画を立てて実施すべきとの意見がありました。

次に、水道課長より、事業報告、水源地の貯水状況、工事進捗状況、照井第3、第4水源地揚水量調査結果報告と今後の計画として、第1から第4水源地を同時に稼働した場合、ポンプが頻繁に稼働と停止を繰り返すことから、ポンプと水源保護のために150トン程度の原水貯水槽を隣接地に建設予定であること、緊急時に備え照井地区緊急時配水管布設第2期工事を今年度、来年度をかけて行うこと等の報告がありました。

また、昨年12月より実施してきた町内全域の主要配水管の漏水調査と漏水箇所の修繕が完了し、今後は高屋原上水場内のデータ等で漏水の早期発見、修繕に努めていきたいなどの報告がありました。

委員より、照井地区水源地について水量は賄えるのか、ほかの場所でも揚水調査をすべきではないかとの質疑があり、執行部より、調査は少雨季であったこと、また10年後の

水需要予測で不足するであろう日量700トンについては賄えること、照井水源に至るまでは満濃地区においても五、六カ所調査した結果、水道水源の水量としては適さないものであったとの答弁でありました。

以上、所管事務調査を行い、午後6時43分に委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○関洋三議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る6月5日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員、執行部より、副町長、所管課長全員出席のもと、総務常任委員会を開催いたしました。

議題は所管事務調査、その他についてです。

開会に当たり、委員より、町長不在のもとで委員会を開くことについての意見があり、執行部、議長及び議会事務局より、今後、連絡調整に慎重を期す旨の答弁がありました。

副町長挨拶の後、総務課より、ひとり暮らし高齢者宅の防火診断や交通教室の実施状況等の事業報告、消防関係の出動報告、高齢者免許返納者状況、選挙人名簿登録者報告、議会議員選挙投票結果、町消防団役員構成、旧琴南授産所施設跡地の分譲計画等について説明と報告がありました。

委員より、琴南地区の公共施設関係で賃貸料の未納金や徴収状況について質疑があり、執行部より、未納者に対し毎年督促を行っていること、支払いする意思の確認はとっているとの報告がありました。

また、委員より、土地の造成費と分譲売上の収支について質疑があり、執行部より、旧建物の解体・撤去費用を除けば、おおむね造成費に見合う額となっているとの説明がありました。

ほかに各委員より、住民の避難マニュアルの作成やその周知方法、高齢者免許返納制度等について質疑、意見があり、執行部より、それぞれ答弁がありました。

次に、企画政策課より、総合計画実施設計ヒアリングを行ったこと、定住自立圏形成で事務調整会議と共生ビジョン懇談会を行ったこと、国際交流協会関係の事業報告、出資法人関係で土地開発公社、ことなみ振興公社、仲南振興公社、グリーンパークまんのうの事

業報告や計画等について、町政懇談会開催状況について、あいあいタクシー・福祉タクシーの利用状況、情報基盤整備事業報告、人権啓発事業報告、男女共同参画推進事業、長尾会館の運営状況等について報告がありました。

委員より、あいあいタクシーの運行サービスについて、利用者から運行エリアからわずかに離れたところにある眼科への乗り入れを要望する声が多く上がっていることから見直しを図るべきであるとの意見があり、執行部より、協力してくれている町内業者と協議を行ったが、了承を得ることができなかった。また、エリア外への乗り入れとなるため、琴平を含めた審議会をつくり諮ることとなるため、すぐに結論を出すことはできないが、町民の利便性向上のため検討していきたいとの答弁があり、委員より、やる気の問題であり、町内タクシー業者と十分に話し合いをするよう意見がありました。

また、委員より、仲南振興公社の産直部門の赤字について最小限となるよう指導すること、近隣の類似施設に対抗できる方策を考えるべきであるとの意見があり、執行部より、経営改善を行うよう伝えており、現状のままではいけないと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、中讃テレビで表示される行政情報等についてお知らせする情報量が乏しいことから、改善を求めるよう意見があり、執行部より、情報発信について十分対応していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、転入者等の自治会加入促進や、健康ふれあいの里等の公共施設の改修・統廃合について意見、質疑があり、執行部よりそれぞれ説明、答弁がありました。

次に、税務課より、今年度の固定資産税の調定について、家屋と償却資産の調定増により前年比101.6%となったこと、軽自動車税では登録台数の増加に伴い調定額が前年比102.3%となったこと、個人町民税についてはほぼ前年並みの調定となったとの報告がありました。

次に、会計室より、平成25年度会計の最終処理を行っているところで、概数で一般会計の収入済額103億1,593万円、支出済額96億1,407万円となる見込みであること、また5月末の財政調整基金の現在高は42億1,051万7,212円となっているとの報告がありました。

次に、琴南支所より、各連合自治会総会の開催状況や琴南地区戦没者追悼式等の事業報告がありました。

次に、仲南支所より、仲南地区消防団辞令交付式、仲南地区戦没者追悼式等の事業報告の後、仲南支所駐車場整備工事について4月23日に株式会社礎建設と契約を締結し、工期は6月30日で、現在の進捗率は約70%であるとの報告がありました。

委員より、ホール側北側の道路計画について質疑があり、勾配等の関係から民有地を採用することも含め検討中であり、工事は事業費の関係から次年度以降になる予定であるとの説明があり、委員より、文化の発信をするための拠点施設となるよう、利用者の立場に立った整備を進めるよう意見がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後２時１０分に委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

１３番、三好勝利君。

○三好勝利議員 個人的に言いますと、先ほどの委員長報告の中でデマンドタクシーの意見が出たといいますけど、余り十分わからなかったんですけど、これは一般質問ではない、委員長に対してのその日に審議されたか、意見が出たかということです。やはりデマンドタクシーの場合は、これは生活弱者、まだこれからどんどんどんどんふえてきます。そういう方が利用するに当たって、便数の問題とか利便性とかいうのは、執行部側に今までもお尋ねはしたんですけど、やはり台数の問題、時間の問題、もうおぎなりの回答しか出ておりません。でも、やはりそのデマンドタクシーを、毎日、病院に通ったり、買い物に行ったり、ちょっとショッピングに行ったりという関係で非常に重要視して、またデマンドタクシーを利用することによって生活をエンジョイしている、助かっておるということがありますけど、そういう点の話が委員会で出たのか出ないのか、それともデマンドタクシーを、今後、改良するという話が出たのか、それとも今のままで仕方がないと、ちょっとデマンドタクシーが出たんだから、それだけでも満足しとけというような意見が出たのか、これだってやはり担当者が数年前に全国に先駆けて導入した問題であります。非常にこれを利用する方は助かっており、喜んでおります。そういう生活の弱者のために、もう少し掘り下げて意見が出たのか、それともただ単にデマンドタクシーをやっておる状態で十分でないかというような意見が出たのかどうか、委員長、それだけで結構ですので、もしそれが出なければ、また後日、別の角度からお願いしようと思っておりますので、その点だけちょっとお願いします。

○関洋三議長 委員長。

○松下一美総務常任委員長 ただいま三好議員さんのお話にもありましたように、デマンドタクシーにつきましては、やはり足の悪い方、そしてまた目の悪い方とかいう、そういういろんな方がおるのは事実でありまして、委員の中からも、やはりしっかりとしたいろいろデマンドに対するお願いであり、しっかりと執行部は相談して、今後、利便性を図るよという強い要望があったのは事実でありますし、またそれは執行部のほうでも受けていただいております。

○関洋三議長 続いて、１３番。

○三好勝利議員 わかりました。そういう話が出たなら十分結構だと思いますけど、今後、総務委員会として交通関係を握っておりますので、交通安全面とか、それからまた高齢者の足の確保というのは非常にまだまだ重要視されておりますし、テレビ番組なんかを見ると、高齢者対策、高齢者対策、安全対策というので非常に出ておりますので、我々

がやっておるデマンドタクシーは本当に、我々、若い者は今はいけます。ただし高齢者の方で足の不自由な方、目の不自由な方、非常に助かっております。そのことは十分総務委員会の中でも、今後、もう少し掘り下げて議論していただき、担当所管の課長もちっとそこら辺はちゃんと能力がある課長ですから、十分に目をあけて考えていただきたいと、委員長にそれだけは十分お願いしておきますから、今後、よろしく願いいたします、委員長。

○関洋三議長 答弁。

○松下一美総務常任委員長 ただいまの三好議員さんの御意見でありますけれど。

○関洋三議長 質問です。

○松下一美総務常任委員長 このデマンドにつきましては、やはり利用者が1日40名ぐらいでありますけど、住民の足でありますので、今後、そういう意見はしっかりと執行部も捉えていただき、委員会としても取り上げてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 終わります。

続きます、7番、本屋敷君。

○本屋敷崇議員 すみません。1点だけ、委員長報告の中に、健康ふれあいの里等の公共施設の改修・統廃合について意見、質疑がありという部分で、詳しい説明はなかったんですけれども、健康ふれあいの里、前々から宅地造成にしてはどうかとか、テニスコートの改修はどうなのかとか、下の部分の公園部分が使えないけれどもどうするつもりなのかとか、そういった話が出ておるんですけれども、委員会の中でどのようなお話があったのかだけ聞かせていただければと思います。

○関洋三議長 委員長。

○松下一美総務常任委員長 私もこの健康ふれあいの里というのは十分はわかりませんが、地元の委員の方からもそういう話がありまして、今後のそういう利用等についてもしっかりと考えていく、そういう話はあったと思います。

○関洋三議長 あったということですが、よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第8 PFI事件対策特別委員会の委員長報告（PFI事件対策特別委員長）

○関洋三議長 日程第8、PFI事件対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

PFI事件対策特別委員会の委員長の報告を求めます。

PFI事件対策特別委員会委員長、本屋敷崇君。

○本屋敷崇PFI事件対策特別委員長 それでは、PFI事件対策特別委員会の委員長報告を行います。

去る5月12日、16日、21日、6月6日にPFI事件対策特別委員会を行いました。

5月12日の委員会は、改選後初の15人体制での委員会であり、新任委員さんもいることから、PFI事件の発端から現状までを説明し、今後、どうしていくのかということについて議論いたしました。

そして当日の委員会において、今後、どのような方向性で進めていくのかということが決まり、それを執行部に対して決議文として採択しました。

PFI事件に対し早急に法的措置を求める決議、まんのう町長、栗田隆義殿。

議会としては、事件発覚後の相手側の対応や、現在までに発覚した多くの契約不履行、さらにはこの事件に係る町民及び町行政の損害を考えれば、町として契約の相手側である株式会社まんでがんパートナーズ、大成建設株式会社、株式会社山下設計、シーラカンズK&H株式会社、日本ERI株式会社及びその他関連すると思われる相手方に対し、裁判及び行政処分を含む法的措置を早急にとることを強く求める。以上、決議する。

平成26年5月12日。

以上、決議文です。

5月16日は、外部監査の報告と議決の返答がありました。

まんのう町は通常の行政監査を監査委員が行っていますが、PFI事業については、税理士、一級建築士、行政書士などに見ていただく外部監査制度を活用しています。この日は、昨年のPFI事業の監査の報告を受けました。

各分野において報告を受け、委員より質問がありましたが、監査は執行部よりの報告を受け監査するものであり、委員側から出てくる質問を監査に報告していない等のことがあり、執行部に対して監査の意義を考え、今後の監査においては詳しい報告を監査にするように求めました。

5月21日は、12日の決議文に対する町長返答についての話を主として行いました。

先ほどの決議文にあるとおり、今までの経過を考えれば、もう既に法的措置を考える段階であり、行政処分は当然である。町長として対外的に強い姿勢を見せるべきではないのかという内容なのに対して、町長より、現在の段階では何とも言えない。県の構造計算の返答、第三者委員会の報告をまって判断したい。現段階で法的措置が町民にとって最善であるとは思っていないという返答があり、この返答を受け、各委員より、納得がいかないという意見が出ました。

その理由として、施主としての覚悟が見えない。町の業者がこのような問題を起こしたら行政処分を受けるだろう。今までの経過を見て、法的措置をとるに値しない理由がわからないというようなものです。

協議の結果、議会の意向に沿う形での返答を再度提出するという形になりました。沿う形とは、法的措置を念頭に考えているが、法的措置に移るまでの準備が必要である。行政処分は早急に対応するといった形です。

6月6日の委員会においては、町長より、6月6日付で大成建設株式会社を契約違反の

無断変更の部分において、12カ月の指名停止処分としたとの報告を受けました。

委員より、町の指名停止とはどのような効果があるのかという質問があり、町の今後の事業に参加することができないとの説明がありました。

これを受け、今後の対応について議論を行い、議会の対応方針を委員会内において確認しました。

- 1、住民の利益を最優先とし、法廷活用も視野に入れる。
- 2、公行政の信頼回復のために、国、県の支援を求める。
- 3、全町体制で対外交渉を行うために、責任問題は後回しとする。
- 4、議会は調査研究を主とし、実務折衝は町長からの支援要請に基づき行動する。

また、今後、町執行部としても現施設と設計との差異を調べることとし、これにより議会と執行部の2本立てで現地調査を行うこととなりました。

委員会の今後の予定としては、6月12日に仕上げ部分、設備部分の中間報告書が上がってまいりましたので、6月末に出てくる最終報告書をもって1次調査を終え、住民報告を行います。

現在の予定としては、29日の日曜日の午後より住民報告会を行う予定としております。決まり次第、告知放送等で報告させていただきます。

その後、報告書の内容と現場を精査し、委員会と相談の上、2次調査を契約した後、現地調査に入ることとなっています。

以上、PFI事件対策特別委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、PFI事件対策特別委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

1番、竹林君。

○竹林昌秀議員 特別委員長の報告の中に、ちょっとこれが抜けてはしないかということをお願いしたいと思います。

1つ、外部監査の意見を具体的に反映することを求めると、こう発言したと思います。

2つ、対外折衝の準備のために一部当委員会を秘密会とするという合意があったように思います。

3つ目、相手方の代表取締役の議会出席を文書で求めると。以上の合意があったと思います。委員長の返答を求めるものであります。

なお、議会出席を求めるというのは、合意すると直ちに発送すべきであって、間髪を入れずにすべきところを少し対応が緩慢ではないかと思えます。

そして、この大成建設より提出された代表取締役社長の文書を見ますと、四国支店長に対し全責任を持って貴町のために本件に対応するよう言明し、そのために必要な権限を与えていると、こう記されておりますが、この文言をもって出席を断ることのないような対応を委員長に求めるものであります。委員長の回答を求めます。

○関洋三議長 委員長。

○本屋敷崇PFI事件対策特別委員長 質問にお答えいたします。

1番の、外部監査の意見を反映するというのはおっしゃるとおりで、私の報告の中で抜けておりました。失礼いたしました。

2番の、秘密会とするというのは、基本的にこれは全ての委員会に通じることでありまして、秘密会とする部分がありました場合には秘密会とするという部分でありますので、基本的な部分ですので省略させていただいておりますが、秘密会とする部分がありましたときには、秘密会とさせていただきたいということは、皆さん、合意であると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3番の、代表取締役が委員会の参考人として来ていただくという部分ですが、さすがに相手方の代表取締役を参考人として呼ぶわけですから、相手方の都合もあると思うことでありまして、SPC、まんでがんパートナーズほう、パートナーシップのほうを通しまして日程調整を現時点では行っている状況であります。いきなり文書で、何月何日に議会での報告をお願いいたしますというのも、相手方がいることですので失礼かなと思い、今、調整をさせていただいている状況ですけれども、ちょっと時間がかかっておりますので、日付を決めて、この日付からこの日付の間に来ていただければと思いますのでよろしくお願いいたしますというような文章をそろそろ、即時、送らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 1番。

○竹林昌秀議員 了解しました。御苦労さまでございます。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第9 発委第1号 まんのう町議会会議規則の一部改正について

○関洋三議長 日程第9、発委第1号 まんのう町議会会議規則の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 発委第1号 まんのう町議会会議規則の一部改正について、別紙のとおり、地方自治法第109条第6項、同条第7項及びまんのう町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

提案の理由でございますが、まんのう町議会基本条例第6条におきまして質疑応答の方法を一問一答方式としていること、また、議場内に対面式の一般質問用席を設けたことから、提出された議案や施策等に対する論点、問題点を顕在化させ、町執行機関との健全な緊張関係を保持するとともに、議会の持つ権能の一層の強化を図ることを目的とし、改正を行うものです。

改正内容につきましては、お手元の資料に記載されておりますとおり、まんのう町議会会議規則第55条にあります質疑回数制限規定を削除し、質疑の方法として一問一答方式の規定を挿入することで、質疑並びに質問の回数制限を撤廃することとしております。

なお、本改正規則の施行につきましては、この後、直ちに御審議いただき、可決の上に即日公布し、本定例会から適用しようとするものであります。

議員各位には改正の趣旨を御理解いただき、可決承認賜わりますようお願い申し上げます。以上で、提案理由の説明を終わります。

○関洋三議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題になっております発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会提出案件でありますので、委員会付託は行いません。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発委第1号 まんのう町議会会議規則の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○関洋三議長 日程第10、議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程いたしました議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

第8条の休日は、公民館勤務職員等が週休日の割り振り変更により変更した週休日と祝日法による休日とが重なった際に、別の日を祝日法による休日にかわる休日として取り扱う規定の追加と、第9条の休日の代休日では、祝日法による休日等に勤務を命じた場合は代休日として指定することができるものとしたものです。

第7条の3、育児または介護を行う職員の正規の勤務時間外の時間における勤務等の制限では、一部字句の訂正を行うものでございます。

なお、この条例の施行は平成26年8月1日を予定いたしております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○**関洋三議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。この議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

7番、本屋敷君。

○**本屋敷崇議員** 施行期日なんですけれども、これ、1条も、後に出てくる2条とかもなんですけれども、8月1日からというふうになっとなんですけれども、その理由というのはあるのでしょうか。

○**関洋三議長** 総務課長。

○**齋部総務課長** 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

今、ここに改正前、改正後をつけさせていただいておりますが、この中の文書だけでは十分に読み切れないところがございますので、今の勤務体系に合わせたようなことで、正確な週休日をちゃんととっていただくということで、直近の議会を終わった後の月、要は8月1日ということとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○**関洋三議長** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関洋三議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第2号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○**関洋三議長** 日程第11、議案第2号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程いたしました議案第2号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

第11条の通勤手当において、職員が派遣等でまんのう町外に事務所を置く勤務場所に通勤する際に必要となる通勤手当を、現在の30キロメートル以上1万9,500円の打ち切り手当を、35キロメートル以上の距離区分と当該区分に応じた通勤手当の額を追加するものでございます。距離区分及び通勤手当額については香川県に準じております。

なお、この条例の施行は平成26年8月1日を予定いたしております。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○**関洋三議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。この議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

7番、本屋敷君。

○**本屋敷崇議員** 参考資料の国に準じる自治体と県に準じる自治体とがあるんですけども、うちの町が県のほうに準じた理由というのを教えていただければと思いますので、それだけお願いします。

○**関洋三議長** 総務課長、齋部正典君。

○**齋部総務課長** 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

参考資料をお配りさせていただいております、その参考資料の5ページを見ていただきたいわけですが、今までの議案を上げさせていただいておりますように、改正前後の議案第2号の裏面を見ていただきましたら載っておりますように、今までもまんのう町のこの運用というのは、県に準じて運用させていただいております。よって、それにあわせて、なお30キロまでしか表現がございませんでしたので、今、派遣をしている職員等、現実におります関係で、その職員の勤める距離等が、今、これには合致していない、これ以上の距離を走行しながら勤務していただいておりますので、県に準じての枠で条例の改正をお願いしたらと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○**関洋三議長** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関洋三議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第3号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○**関洋三議長** 日程第12、議案第3号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程いたしました議案第3号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

第2条で特殊勤務手当の種類において、新たに9番で教員特殊業務手当を新設するものでございます。これは裏面の第11条に新設条項を掲げておりますように、まんのう町立の小中学校に勤務する町独自の35人学級に対応する臨時講師等の職員が週休日等に行う部活動の指導業務について、香川県に準じて特殊勤務手当を運用するものであります。

次に、第3条の感染症等防疫作業従事職員の特殊勤務手当では、感染症等防疫作業従事職員の特殊勤務手当の対象に鳥インフルエンザ等の家畜伝染病予防法に規定する防疫作業を追加するものでございます。

なお、この条例の施行は平成26年8月1日を予定いたしております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○**関洋三議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。この議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

7番、本屋敷君。

○本屋敷崇議員 1条のときにもお聞きしたのが、こっちのほうが大きいんですけども、35人学級に対応して講師の先生がクラブ活動等に従事したときの特殊勤務手当なんですけれども、これ、施行日が8月1日なんですよね。小学校はないですけども、中学校の場合は県総体等々があって、部活動が忙しいのは7月なんですよね。それが終わってからの支給ということになるのはいかがなものかなというのもありまして、1号でも聞いたんですけども、これ、8月1日にしているのはどうなのかなという部分でお聞きしたいというだけです。お願いします。

○関洋三議長 総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 本屋敷議員さんの御質問にお答えいたします。

この3号議案につきましても8月1日の施行の予定でございます。これは議会の承認日が7月4日となろうと思っておりますので、それにあわせて直近の日といたしまして、8月1日とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 質問。

7番、本屋敷君。

○本屋敷崇議員 あと総務委員会のほうにお願いいたしますけれども、クラブ活動等の場合は4月から多分先生が入られておると思うんです。それで7月の一番忙しいときの県総体等に向けて子供たちのためにしていただいておりますから、遡及等のことも考えられますし、そういった部分はもう少し考えていただきたいなと思っておりますので、あとは委員会のほうでよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第4号 まんのう町税条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第13、議案第4号 まんのう税条例一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程いたしました議案第4号 まんのう町税条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、地方税法の一部を改正する法律、平成26年法律第4号、地方税法施行令の一部を改正する政令、平成26年政令第132号、地方税法施行規則及び航空機燃料譲

与税法施行規則の一部を改正する省令、平成26年総務省令第34号が、平成26年3月31日に公布されたことに伴う所要の改正でございます。

改正内容につきましては、税務課長より説明させていただきますので、御審議の上、御承認賜わりますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 税務課長、田岡一道君。

○田岡税務課長 それでは、議案第4号 まんのう町税条例の一部改正につきまして、その主な改正内容を説明させていただきます。

まず、第1条の平成26年度税制改正に伴う税条例、平成18年まんのう町条例第55号の改正から説明いたします。

税条例第23条、町民税の納税義務者など、税条例第48条、法人の町民税の申告納付、税条例第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に関する改正は、国際課税原則の見直しや、法人税法において恒久的施設が定義されたことなどに伴い、外国法人に係る法人町民税の規定を整備するものです。

次に、税条例第33条、所得割の課税標準、税条例第57条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、税条例第59条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告、税条例附則第4条の2、公益法人などに係る町民税の課税の特例、税条例附則第19条、一般株式などに係る譲渡所得などに係る個人の町民税の課税の特例、税条例附則第19条の2、上場株式などに係る譲渡所得などに係る個人の町民税の課税の特例、税条例附則第19条の3、非課税口座内上場株式などの譲渡に係る町民税の所得計算の特例に関する改正は、地方税法などの号ずれなどに伴う規定の整備及び規定を明確化するため整備するものです。

次に、税条例第34条の4、法人税割の税率に関する改正は、地方法人税の創設に伴い、法人町民税法人税割の税率を引き下げるものです。

次に、税条例第82条、軽自動車税の税率に関する改正は、国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の税率を引き上げるものです。

次に、税条例附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例に関する改正は、平成25年度税制改正において、平成27年分以後の所得税の最高税率が40%から45%に引き上げられたことに伴い、所得税率を用いて算出している寄附金税額控除に係る特例控除割合について規定を見直すものです。

次に、税条例附則第16条、軽自動車税の税率の特例に関する改正は、軽自動車のグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車について、税率を引き上げるものです。

次に、税条例附則第22条、東日本大震災に係る雑損控除額などの特例、税条例附則第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長などの特例、税条例附則第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間などの特例に関する改正は、東日本大震災に係る特例について、納税義務者にとってのわかりやす

さの観点から、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、条例には規定しないこととする改正です。

次に、税条例附則第24条、個人の町民税の税率の特例などに関する改正は、この規定を、削除となった税条例附則第23条へと繰り上げるものです。

続きまして、第2条の税条例の一部を改正する条例、平成25年まんのう町条例第30号の改正について説明いたします。

この改正は、平成25年度税制改正に伴い、昨年9月議会において承認をいただいた税条例の改正、この改正の一部を改正するものです。内容を変更するものではなく、規定を明確化するため、適切な条文に改めるものです。

以上で説明を終わりますが、町にとって特に影響ある改正といたしましては、税条例第34条の4、法人税割の税率の引き下げ、税条例第82条、軽自動車税の税率の引き上げ、税条例附則第16条、軽自動車税の経年車重課ということになります。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。この議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 一、二点、質問させていただきたいと思います。

委員会付託ということですので、詳しくはそちらのほうでしていただけたらと思います。先ほどの課長の説明の中で、住民生活にかなり影響がある部分が3点ほど条例改正あるということで、その影響額、負担が大きくなる部分、軽減される部分、そういう人数、額も含めて説明いただきたいと思います。

それと82条の部分ですけど、これ、自動車取得税が来年の10月に消費税が10%引き上げ時に廃止されるということですが、それに伴って82条の改正、軽自動車税の税率の引き上げという形、これはこの取得税が廃止されるというのは、引き上げを前提ということだと思うんですが、これがまた来年、景気動向によっては10%引き上げがどうなるか今の時点ではわからない部分もあると思います。そのあたりはこの附則の中で、82条の部分について平成27年4月1日に施行期日となっております。そのあたり、消費税の引き上げより前に施行期日というところで、どうなのかというところ。先ほどの部分については、軽自動車税が多分町税で五、六千万円ほどあると思います。その部分の影響、それから取得税について、これは県税で交付金として町のほうへ3,000万円ほど返ってきていると思います。そのあたりの影響はどの程度のなのかというところをお願いします。

○関洋三議長 税務課長、田岡一道君。

○田岡税務課長 田岡議員さんの再質問にお答えをいたします。

まず、法人税でございますが、この法人税割の税率2.6%ほど引き下げることによる影響額につきましては、平成25年度と比較いたしまして21.1%、811万8,00

0円の減額となります。ただし、この改正でございますが、これは地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための措置ということで、地方交付税の原資とされるということから、本町にとっては逆に有利に働くものと期待をいたしているところでもございます。

次に、軽自動車税の税率の引き上げによる影響額につきましては、平成26年度の当初調定額と比較をいたしまして、原付などにつきましては65.6%、270万2,200円の増となります。ただし、三輪以上の軽自動車などにつきましては、検査協会からのデータに実は審査検査日が入っておりません。ということで、試算はできておりません。また、経年車重課の導入につきましても同様の理由から試算できておりません。なお、この市町村へのデータの提供につきましては、現在、国のほうで検討を進められているということでございます。

それと、自動車取得税交付金でございますが、自動車取得税交付金につきましては、これは都道府県に納付された自動車取得税の額の66.5%を市町村に対し市町村道の延長及び面積に案分して交付されるものでございます。この自動車取得税の税率を消費税率が8%引き上げ時においては、自家用自動車にあつては5%から3%へ、そして営業用自動車及び軽自動車にあつては3%から2%へと引き下げるとともに、消費税率が10%へと引き上げ時に廃止するというようになっております。ちなみに本町への平成25年度交付実績でございますが、3,116万8,000円でございます。

また、軽自動車の引き上げでございますが、原付などにつきましては、平成27年度から引き上げ、そして三輪以上の軽自動車税につきましては、27年4月1日以後に取得した新規検査登録の車ということになりますので、恐らくはそのものについては原則的には28年度から課税になるというようなものでございます。以上、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 かなり詳しく説明いただいたんですけど、あとは資料等も含めて総務委員会のほうにお任せしたいと思います。よろしく申し上げます。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第5号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号

○関洋三議長 日程第14、議案第5号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　ただいま上程されました議案第5号　平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正については、3ページの第1表をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,771万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,171万円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、5ページの第2表をごらんください。

これは起債の目的にあるそれぞれの事業について、追加分は上段の表に、変更分は下段の表に記載してあります。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

第14款国庫支出金129万8,000円の増額は、発達障害理解推進拠点事業費補助金の増額によるものでございます。

10ページをお開きください。

第19款繰越金1,351万2,000円の増額は、前年度からの繰越金です。

11ページをごらんください。

第20款諸収入1,000万円の増額は、その他雑入でありますPFI事業者負担金の増額によるものでございます。

12ページをお開きください。

第21款町債1億6,290万円の増額は、第8目の教育債において小学校施設整備事業の財源として合併特例債を2,090万円増額、さらに幼稚園施設整備事業の財源として合併特例債を1億4,200万円増額したことによるものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

第6款農林水産業費は、第1項農業費において、第3目農業振興費で特定作物振興事業費として390万9,000円を増額しております。

14ページをお開きください。

第7款商工費は、第1項商工費において、第2目観光費で公園施設管理費を25万円増額しております。

15ページをごらんください。

第10款教育費は1億8,355万1,000円の増額です。主なものといたしましては、第1項教育総務費において、第2目事務局費で教育研究所運営事業費を25万円、さらに追加事業として発達障害理解推進拠点事業費130万1,000円を新規計上しています。また、第2項小学校費において、第3目の学校建設費で高篠小学校校舎増築事業費を2,200万円増額、第3項中学校費において、第4目PFI事業費でPFI事業調査

業務委託料として1,000万円を新規計上、さらに第4項幼稚園費において、第2目幼稚園建設費で仲南地区幼児教育施設整備事業費1億5,000万円を新規計上いたしております。

なお、16ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上、議案第5号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算(案)第1号について御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。この議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

7番、本屋敷君。

○本屋敷崇議員 1点、本日冒頭に町長のほうからPFI関連で、大阪の会社と契約をしたというようなものがありました。今、議案説明の中にもあったように、6月補正によって1,000万円というのが新規で出てきておるんですね。これ、補正予算が通ってからでないと、契約は成立できないですけども、そこはどうなっとるんですか。

○関洋三議長 町長。

○栗田町長 ただいまの本屋敷議員さんの質問にお答えいたします。

この調査に関しましては、今までも申しましたように、私といたしましては緊急性を要しまして、いち早く至急調べたいということで、今回の契約につきましては、予備費を流用させていただいております。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回の会議の再開は6月23日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願ひます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 4時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年6月20日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員